

令和8年度 子育て世代等定住促進支援事業業務委託

公募要領

(公募型プロポーザル)

令和8年2月

川崎市まちづくり局

## 1 件名

令和8年度 子育て世代等定住促進支援事業業務委託

## 2 履行期限

令和9年3月31日限り

## 3 目的

本市においては、住まい・住まい方に対するニーズの多様化や、住宅価格の高騰等を背景に、子育て世代の市外転出超過が続いている。

こうした状況を踏まえ、子育て世代や若年層の定住や転入を促進する取組や、高齢者も含め多様な世帯が居住ニーズやライフステージの変化等に合わせて円滑に住み替えることができるしくみの構築など、人と住まいが循環する環境整備について、官民が連携して取り組む必要があります。

本事業は、子育て世代等の定住・転入や高齢者等の住み替え促進に向けた支援策等の検討に向け、社会動態の状況や住み替えの要因等に関する詳細な分析等の基礎調査の実施、及び、分析を踏まえた課題の整理や方策の検討の支援を行うものです。

## 4 準拠すべき図書等

本業務の遂行にあたっては、契約書、川崎市委託契約約款、本仕様書、設計書に基づくものとします。

## 5 業務内容

### (1) 子育て世代等の転出入に関する調査・分析

#### ア アンケートの作成及び実施

(ア) 発注者から提供する過去3年程度の間における転居者のデータを基に、分析の基礎資料となる世帯データを作成する。

※世帯主年齢や子どもの有無、子どもの数・年齢等で区分が可能となるようにすること。

(イ) 子育て世代の定住・転入等の促進に向けた取組の検討に向けて、過年度調査における子育て世代や高齢者等の住み替えに係る動向の分析結果等を踏まえながら、アンケート調査の企画及び調査票を作成する。なお、アンケート調査については、概ね直近3年程度内に転居した子育て世帯（現に子を有していない世帯主年齢30～49歳の世帯を含む。以下同様）及び高齢者のみ世帯を対象とする。

(ウ) (ア)で作成したデータに基づき、アンケート調査を実施する（13,000世帯程度を予定）。郵送による発送、郵送及びインターネットによる回収を基本しながら、回収率を高めるための効果的なアンケート方法を検討・実施するものとす

る。

※受託者：アンケートの作成・印刷、郵送による発送・回収、WEB回答フォームの作成、回収率を高めるための工夫の実施

※発注者：封筒の提供

#### イ アンケート結果に基づく現状分析・課題整理

アンケート調査の回答について、単純集計及び区別等の基本的な集計を行うとともに、様々なクロス集計を行うことなどにより、子育て世帯の転出及び転入、並びに高齢者のみ世帯の住み替えに係る要因を詳細に分析し、それぞれに係る課題を整理する。

※単純集計及び区別等の基本的な集計については、令和8年9月を目処に行うものとする。

※クロス集計については、基本属性（世帯型、長子年齢、世帯年収、居住地域など）と主要設問とのクロスを必須とするとともに、2軸までを基本としながら必要に応じて3軸のクロスにも対応するものとする。

#### ウ 子育て世帯及び高齢者のみ世帯等における社会動態の現状分析・課題整理

(ア) ア (ア) で作成したデータをもとに、世帯の状況や構成別に住み替えの状況をGIS等により可視化し、子育て世帯の社会動態が多い地域を明らかにするとともに、イの調査結果・分析とあわせてその要因を整理・分析する。

(イ) ア (ア) で作成したデータをもとに、世帯の状況や構成別に住み替えの状況をGIS等により可視化し、高齢者のみ世帯の社会動態が多い地域を明らかにするとともに、イの調査結果・分析とあわせてその要因を整理・分析する。

#### エ その他調査による現状分析・課題整理

令和5年住宅・土地統計調査、住生活総合調査及び様々な機関・民間事業者等による調査（各種統計資料や、分譲価格・家賃、取引実態等の住宅市場に係るもの等）などをもとに、本市の住宅ストックの状況や住み替えの状況、住宅市場の動向や住まい方等に関する意向などを整理・分析することにより、子育て世代の転出及び転入、並びに高齢者の住み替えに係る要因を詳細に分析し、それぞれに係る課題を整理する。なお、分析・課題整理にあたっては、地域特性などの観点も考慮して行うものとする。また、神奈川県や東京都等の近隣他都市及び政令市の状況や経年別の状況等も把握しながら行うものとする。

### (2) 子育て世代の定住・転入及び高齢者の住み替えの促進に向けた取組の検討

(1) の調査結果をもとに、子育て世代の定住・転入促進及び高齢者の住み替え促進による人と住まいが循環するしくみの構築に向けて、住宅政策を中心に、様々な支援策やその進め方、モデル的な取組などについて提案を行うものとする。なお、本市の住宅事情や地域特性なども踏まえた導入可能性等についても考慮するものとする。

### (3) 報告書の作成

(1) ~ (2) に関する報告書を作成する。

## 6 契約方式

随意契約（公募型プロポーザル方式）

## 7 事業規模（予算概算額）

23,188,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、上限を示すものです。

## 8 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人とし、次に掲げる要件を備えた者とします。

### 【法人が満たすべき要件】

- (1) 法人であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続き開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続き開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続き開始の申立て中、又は破産手続き中でないこと。
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないもの及び神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していないものであること。
- (6) 委託契約その他の契約を締結するにあたり、相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。
- (7) 川崎市及び国・近隣自治体において契約規則等に基づく資格停止期間中及び指名停止期間中でないこと。
- (8) 令和 7・8 年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていること。

## 9 手続日程（予定）

募集開始	令和8年2月6日（金）
質問受付開始	令和8年2月6日（金）
質問提出締切	令和8年2月18日（水）
参加意向申出書提出締切	令和8年2月18日（水）
提案資格確認結果通知書送付	令和8年2月20日（金）
企画提案書等の提出締切	令和8年3月9日（月）
プロポーザル評価委員会開催通知送付	令和8年3月10日（火）
プロポーザル評価委員会の開催	令和8年3月17日（火）
審査結果通知	令和8年3月末まで

## 10 担当部署

書類の提出、問合せ先は次のとおりです。

部署・担当者名	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 高橋、林、和田
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎18階
電話番号	044-200-2995
電子メール	50zyusei@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (閉庁日及び正午～午後1時を除く)

## 11 応募手続

### （1）応募書類の配布と参加意向申出書の提出

応募書類は、令和8年2月6日（金）から2月18日（水）までの間に市のホームページからダウンロードできます。また、10に記載の担当部署でも配布します。

必要書類 (各1部)	①参加意向申出書（様式1） ②事業者概要調書（様式2） ③参加資格誓約書（様式3）  【添付資料】 会社案内、会社パンフレット等（法人の概要・事業内容等がわかるもの）
提出方法	電子メール、郵送又は持参により提出すること。 ※郵送の場合は、書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和8年2月18日（水）※必着
提出先	「10 担当部署」のとおり

### （2）質問の提出・回答

質問がある場合は、令和8年2月6日（金）から令和8年2月18日（水）までに文書（様式自由）を電子メールで送付してください。

回答は令和8年2月20（金）に電子メールで提案予定事業者全員に送付します。

### （3）提案資格確認結果通知書の交付

「参加意向申出書（様式1）」を提出した者には、資格の有無を確認し、令和8年2月20日に電子メールで「提案資格確認結果通知書（様式5）」を送付します。

※「提案資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

### （4）企画提案書等の提出

「提案資格あり」とされた者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	①企画提案書：（5）に従い、当該業務の企画提案内容を記載 ②見積書：積算根拠がわかるよう区分（業務単価、直接人件費、直 接経費（積上げ計上分）、一般管理費等）ごとの内訳を記載
提出部数	①：データ（PDF形式）一式 及び データを印刷したもの 1部 ②：原本1部
留意事項	ア 上記の書類を正本1部、電子データ一式（PDF形式）をまとめた電子媒体（CD-R等）1部を用意し、持参又は郵送により提出すること。 イ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。 ウ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。
提出方法	郵送又は持参により提出すること。 ※郵送の場合は、書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出期限	令和8年3月9日（月）※必着
提出先	「10 担当部署」のとおり

### （5）企画提案書の記載事項

次の①～④の項目別に記載してください。なお、資料は、A4サイズで表紙等も含め20ページ以内とし、見やすさに配慮した文字の大きさとしてください。また、提案事業者の企業名を類推できる記載はしないでください。

#### ①提案事業者及び配置する担当者の実績

提案事業者及び配置する担当者の実務経歴や近年の主な類似業務の件名、発注者、受注形態、金額、履行期間、業務概要、本件の検討に有効な類似性の特徴など

を記載すること。

②業務の実施方針

業務における課題と、業務の実施方針を記載すること。

③取組内容

委託仕様書の業務内容の各項目における具体的な取組内容を記載すること。

④スケジュール・実施体制

業務実施スケジュール及び業務実施体制を記載すること。なお、業務の一部を他の事業者に再委託する予定の場合はその旨を記載すること。

## 12 プロポーザル評価委員会の開催

### (1) 開催概要（予定）

日時	令和8年3月17日（火） ※参考時間は提案事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します。
会場	川崎市役所本庁舎 (所在地：川崎市川崎区宮本町1番地)
内容	説明（プレゼンテーション）20分、質疑応答10分 ※上記時間は予定であり、プロポーザル評価委員会開催の通知の中で説明・質疑応答の時間をお知らせします。 ※説明は提出された企画提案書をスクリーンに表示した状態で実施します。（パソコン及びケーブルはご持参ください。） ※契約後に本業務に中心として携わる方が企画提案書の作成及びプレゼンテーションを行ってください。なお、出席者は3名以内とします。

### (2) 評価基準

評価項目・配点	配点
1 実施体制等	10
（1）実施体制	5
（2）類似業務の実績	5
2 企画提案力	70
（1）アンケートの作成及び実施、アンケート実施結果に基づく現状分析・課題整理について	20
（2）子育て世帯及び高齢者のみ世帯における社会動態の現状分析・課題整理、その他調査による現状分析・課題整理	20
（3）子育て世代の定住・転入及び高齢者の住み替えの促進に向けた取組の	20

検討について	
(4) 独自視点及び創意工夫	10
3 プレゼンテーション	20
(1) 説明能力	5
(2) 質疑応答	5
(3) 担当者の能力	5
(4) 意欲	5
合計	100

### (3) 受託候補者の特定

- ア プロポーザル評価委員会での審査の結果、最高得点の提案書等を提出した者を受託候補者として特定する。ただし、出席委員の総合計点が満点の6割に達していないと判断された場合においては、この限りではない。
- イ 合計点が同点の場合は、「2 企画提案力」の得点が高い者を選定し、「2 企画提案力」も同点の場合は、見積金額の低い者を選定する。
- ウ 最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を受託候補者とする。

## 13 結果通知

審査結果は、令和8年3月末までに電子メールで「結果通知書（様式6）」を送付します。

## 14 応募の辞退

参加意向申出書を提出した後に、参加を辞退される場合は、速やかに担当部署に電話連絡の上、持参又は郵送、電子メールにより辞退届（様式4）を提出してください。

## 15 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出書類の追加・変更は原則として認めません。
- (3) 提案者から提出された書類等については、理由の如何に関わらず返却しません。
- (4) 次に掲げるいずれかの場合に該当する場合は本件の参加を無効とします。
- ア 「8 参加資格」の条件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類が期限に間に合わなかった場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- オ 見積書が提案上限額を超過した場合

カ 談合その他不正行為があつた場合

(5) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(6) 契約書作成は、必要とします。

(7) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となります、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。

(8) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

(9) 委託代金の支払

委託業務の全部が完了した後の支払を原則としますが、発注者と受注者との協議により、委託業務の一部に既済部分があると認められる場合に限り、発注者による中間検査を経て、当該既済部分に係る委託代金の一部を支払うことができるものとします。

(10) 提出書類に関して説明を求められた場合は、応じる必要があります。

(11) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決

（令和 8 年 3 月頃）を要します。